

東京大学大学院総合文化研究科自然科学図書室利用規則

東京大学大学院総合文化研究科
自然科学図書室運営委員会
制定 平成16年3月18日
改正 令和6年9月10日

(目的)

第1条 この規則は、東京大学総合文化研究科自然科学図書室規則（以下「図書室規則」という。）第5条の規定に基づき、東京大学大学院総合文化研究科自然科学図書室（以下「自然科学図書室」という。）の利用について、同規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(開室日)

第2条 自然科学図書室は、次の閉室日を除き、開室するものとする。

- (1) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- (2) 年末年始
- (3) 土曜日、日曜日
- (4) 東京大学大学院総合文化研究科自然科学図書室運営委員会（以下「運営委員会」という。）が必要と認めた日

(開室時間)

第3条 自然科学図書室の開室時間は、10時から17時までとする。

2 運営委員会は、特に必要と認めたときは、前項の開館時間を変更することができる。

(室内閲覧)

第4条 利用者は、自然科学図書室に備えられた図書その他の資料（以下「図書室資料」という。）を室内で閲覧することができる。ただし、貴重図書については、本室職員の出納により、所定の場所において閲覧しなければならない。

2 図書室規則第6条第1号に定める利用者のうち広域科学専攻に所属する者、学際科学科、統合自然科学科に在籍する学生及び同規則第6条第2号に定める利用者は、開室時間外であっても、図書室資料を室内で閲覧することができる。

3 前項の運用の詳細については、別途定める。

(図書室資料の利用の制限)

第5条 次の各号に定める場合には、資料の利用を制限することができる。

- (1) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第

5条第1号及び第2号に掲げる情報（個人の情報に関わる部分等）が記録されていると認められる図書室資料における、当該情報が記録されている部分。

- (2) 図書室資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第7項第4号に規定する法人その他の団体又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していないもの
- (3) 図書室資料の原本を利用させることにより当該原本の破損もしくはその汚損を生じるおそれのある場合。
- (4) 試験期間中、及び、修士論文・博士論文等の提出期日直前において閲覧室等が非常に混雑している場合等、本学の学習、教育、研究に支障をきたすおそれのある場合。

（室外貸出）

第6条 運営委員会は、次の各号に掲げる利用者に、図書室資料の室外貸出を許可することができる。

- (1) 図書室規則第6条第1号及び第2号に定める利用者
- (2) 運営委員会の許可を得た者
- (3) 東京大学駒場図書館長の許可による利用証の発行を受けた者

2 次の各号に定める資料は、室外貸出を行わない。

- (1) 学術雑誌
- (2) 貴重図書
- (3) その他特に指定した図書室資料

3 図書室資料の室外貸出は5冊を上限とし、2週間までとする。

4 前項により借り受けた図書室資料は、貸出期間内に予約のない場合に限りその期間を更新することができる。ただし、更新回数は3回までとする。

5 第1項に定める利用者は第2項第1号に定める学術雑誌のうち、製本されたもの、あるいは、受入後30日経過した未製本雑誌に限り、5冊を上限とし、翌開室日まで室外貸出を受けることができる。

第7条 運営委員会は、特に必要と認めるときは、利用者に対して貸出中の図書室資料の返却を求めることができる。

（転貸禁止）

第8条 利用者は、室外貸出を受けた図書室資料を他の人に転貸してはならない。

（複写・撮影）

第9条 図書室資料の複写又は撮影を希望する者は所定の手続により申し込まなければならない。

(参考調査)

第10条 第6条第1号及び第2号に定める利用者は、研究、教育又は学習上必要があるときは、参考となる情報の提供又は関係図書室資料の調査について、自然科学図書室に依頼することができる。

(相互利用)

第11条 自然科学図書室をホームライブラリーとする利用者は、研究、教育又は学習上必要があるときは、自然科学図書室以外の図書館等が所蔵する資料の利用について、自然科学図書室に依頼することができる。

2 前項の利用に要する経費は、依頼者が負担しなければならない。

第12条 自然科学図書室は、他の図書館等から、図書室資料の貸出又は複写の申込があった場合は、自然科学図書室の利用に支障のない限りこれに応じるものとする。

(利用停止)

第13条 運営委員会は、図書室規則第7条第2項に定めるもののほか、次の行為をした者に対して、図書室資料及び施設の利用を停止することができる。

- (1) 図書室資料を切り抜くなど、故意に損傷を与えた者
- (2) 図書室資料を無断で持ち出した者
- (3) 他の利用者に対して著しい妨害行為をした者
- (4) 利用資格のない者を故意に入室させた者
- (5) 閲覧室及び書庫内において飲食をした者
- (6) その他、自然科学図書室の利用者としてふさわしくない行為をした者

(賠償責任)

第14条 利用者は、図書室資料又は設備・備品等を故意又は重大な過失により亡失し、又は損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報の漏えい防止のための措置)

第15条 運営委員長は、自然科学図書室の図書室資料のうち公文書等の管理に関する法律第2条第5項第3号に該当するものであって、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる図書室資料を所蔵する場合は、当該図書室資料について、東京大学の個人情報等に関する取扱規則（東大規則第333号）に準じ、必要な措置を講じる。

(雑則)

第16条 図書室資料を利用者の閲覧に供するため、図書室資料の目録及びこの規則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月17日から施行する。